

議案第 1 号

野田市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

野田市育英資金貸与条例施行規則(昭和33年野田市教育委員会規則第1号)
の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月17日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会規則第 号

野田市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

野田市育英資金貸与条例施行規則（昭和33年野田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「に基づく育英資金貸与について」を「の施行に関し」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条中「第11条」を「条例第11条」に改め、同条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条ただし書中「特別の事情があるとき」を「教育長が災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるとき」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第2項ただし書中「特別の事情があるとき」を「教育長が災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるとき」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（学資支弁の困難な世帯の子弟）

第2条 条例第2条第1項第3号の経済的理由により、学資支弁の困難な世帯の子弟は、次条に規定する貸与願出の手続の時点において独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第21条第2項第2号に規定する独立行政法人日本学生支援機構の定める収入基準額以下である世帯に属する者とする。ただし、教育長が災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

経済的な理由により大学等への進学が困難な者に対して就学を支援するため貸与している育英資金について、貸与に係る基準の一つとして野田市育英資金貸与条例に規定する「学費支弁の困難な世帯の子弟」の基準を具体化するため、所要の改正を行おうとするもの。

野田市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市育英資金貸与条例施行規則 (昭和33年野田市教育委員会規則第1号)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、野田市育英資金貸与条例(昭和33年野田市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(学資支弁の困難な世帯の子弟)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第1項第3号の経済的理由により、学資支弁の困難な世帯の子弟は、次条に規定する貸与願出の手續の時点において独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)第21条第2項第2号に規定する独立行政法人日本学生支援機構の定める収入基準額以下である世帯に属する者とする。ただし、教育長が災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(貸与願出の手續)</p> <p>第3条 条例第2条の規定により育英資金の貸与を受けようとする者は、出身学校長又は在学する学校長の推薦を受け、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 育英資金貸与願書 (2) 推薦書 (3) 学業成績証明書 (4) 家庭状況調査書 (5) 所得を証明する書類</p> <p>2 前項各号に掲げる書類は、育英資金の貸与を受けようとする年の3月末日までに野田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。ただし、<u>教育長が災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(貸与決定の通知)</p> <p>第4条 教育委員会は、条例第3条の規定により育英資金の貸与を決定したときは育英資金貸与決定書を本人に交付する。</p> <p>(誓約書の様式)</p> <p>第5条 条例第5条に規定する誓約書は、育英資金返還誓約書とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、野田市育英資金貸与条例(昭和33年野田市条例第3号。以下「条例」という。)に<u>基づく育英資金貸与について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(貸与願出の手續)</p> <p>第2条 条例第2条の規定により育英資金の貸与を受けようとする者は、出身学校長又は在学する学校長の推薦を受け、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 育英資金貸与願書 (2) 推薦書 (3) 学業成績証明書 (4) 家庭状況調査書 (5) 所得を証明する書類</p> <p>2 前項各号に掲げる書類は、育英資金の貸与を受けようとする年の3月末日までに野田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。ただし、<u>特別の事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(貸与決定の通知)</p> <p>第3条 教育委員会は、条例第3条の規定により育英資金の貸与を決定したときは育英資金貸与決定書を本人に交付する。</p> <p>(誓約書の様式)</p> <p>第4条 条例第5条に規定する誓約書は、育英資金返還誓約書とする。</p>

(貸与)

第6条 育英資金は、年4回に分割して本人又は保護者に貸与する。ただし、教育長が災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(異動報告)

第7条 条例第6条に規定による届出は、異動報告書により行うものとする。

(償還の方法)

第8条 条例第9条に規定する貸与金の償還は、貸与総額の60分の1に相当する額を毎月末日までに、本市の指定金融機関、指定代理機関又は収納代理機関に納付するものとする。

(猶予の期間)

第9条 条例第10条に規定する償還猶予期間は、5年以内とする。

(償還猶予又は償還免除の申請)

第10条 条例第10条に規定する償還猶予又は条例第11条に規定する償還免除を受けようとする者は、野田市育英資金償還猶予(免除)申請書により教育委員会に申請しなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(貸与)

第5条 育英資金は、年4回に分割して本人又は保護者に貸与する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(異動報告)

第6条 条例第6条に規定による届出は、異動報告書により行うものとする。

(償還の方法)

第7条 条例第9条に規定する貸与金の償還は、貸与総額の60分の1に相当する額を毎月末日までに、本市の指定金融機関、指定代理機関又は収納代理機関に納付するものとする。

(猶予の期間)

第8条 条例第10条に規定する償還猶予期間は、5年以内とする。

(償還猶予又は償還免除の申請)

第9条 条例第10条に規定する償還猶予又は第11条に規定する償還免除を受けようとする者は、野田市育英資金償還猶予(免除)申請書により教育委員会に申請しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。